4　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この４において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この４において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十四号１⑵〔銀行持株会社の状況について記載する場合〕の表記載上の注意４の次に次のように加える。

5　１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第十四号１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表中「

連　結　当　期				
純　利　益				

」を「

連　結　当　期　純
連　結　包　括
利　益

」に改め、同様式１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕イの表記載上の注意５を次のように改める。

5　当該連結会計年度の前連結会計年度に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この５において同じ。）、連結財務諸表の組替え（同条第44号に規定する連結財務諸表の組替えをいう。以下この５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この５において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該連結会計年度の前連結会計年度より前の連結会計年度に係る事項について、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十四号１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表中「１株当たりの当期純利益（又は１株当たりの当期純損失）」を「１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）」に改め、同様式１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表記載上の注意４を次のように改める。

4　当該事業年度の前事業年度に係る事項については、遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この４において同じ。）、財務諸表の組替え（同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この４において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該事業年度の前事業年度より前の事業年度に係る事項について、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行うことを妨げない。

なお、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示を行つた場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

別紙様式第十四号１⑵〔企業集団の状況について記載する場合〕ロの表記載上の注意４の次に次のように加える。

5　１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）は、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定すること。ただし、前事業年度より前の事業年度の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定することを妨げない。

なお、当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた旨及び当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した事業年度について、欄外に注記すること。

別紙様式第十四号１⑶〔企業集団の状況について記載する場合〕の表記載上の注意２、⑷〔企業集団の状況について記載する場合〕記載上の注意２及び⑸〔企業集団の状況について記載する場合〕記載上の注意２中「事業セグメント別」を「事業セグメント又は報告セグメント別」に改める。

別紙様式第十四号１⑼記載上の注意１を次のように改める。

1　その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項があるときは、その内容を記載すること。

別紙様式第十五号１⑵の表記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

2　当期首又は当期末に計上されている引当金（退職給付引当金を除く。）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第54条の３第１項に規定する準備金等（以下「引当金等」という。）について、各引当金等の設置目的ごとの科目の区分により設置すること。

3　「当期減少額」欄のうち「目的使用」欄には、各引当金の設置目的である支出の事実の発生があつたことによる取崩額を記載すること。

4　「当期減少額」欄のうち「その他」欄には目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

（保険業法施行規則の一部改正）

第二条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表（第五十九条の二第一項第三号ニ関係（生命保険会社、外国生命保険会社等及び特定生命保険業免許を受けた免許特定法人））中「（契約の締結時期が2005年度までの契約について）」を「（契約の締結時期が2010年度までの契約について）」に、「

2001年度～2005年度			

」を「

2001年度～2005年度			
2006年度～2010年度			

」に改める。

別紙様式第二号第一生命保険株式会社の表及び損害保険株式会社の表記載上の注意１⑶を次のように改める。

⑶　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨